

年管管発 0330 第 4 号
平成 29 年 3 月 30 日

社会・援護局福祉基盤課長 殿

年金局事業管理課長
〔 公 印 省 略 〕

社会保険の適用状況の確認について
(協力依頼)

社会保険（健康保険及び厚生年金保険）については、法人の事業所又は常時 5 人以上の従業員を使用する適用対象事業の事業所の事業主に対して、加入義務を課している。

しかしながら、中小零細事業を中心に加入手続を行わない事業主が一定程度存在しており、これを防止するため、建設業や運輸業においては、各業の新規許可等申請時において、社会保険が適用されていることが確認出来なかった場合に、日本年金機構に事業所情報を提供する取組が実施されている。

社会保険の未適用事業所の加入促進については、社会保険の制度の健全な運営や労働者の福祉の向上等の観点から重点的に取り組む必要があるため、各業の新規許可（届出、指定、登録等を含む。以下同じ。）申請時において、社会保険の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を、下記の要領に基づき、実施していただくこととしている。

さらなる取組として、事業主に初めて融資を行う際に、社会保険の適用状況を確認し、適用されていることが確認出来なかった場合に、厚生労働省に事業所情報を提供する取組を、下記の要領に基づき実施していただくよう、貴課から独立行政法人福祉医療機構に依頼を行っていただきたい。

また、同機構のホームページ（新規融資申請の様式を掲載しているページ）に、事業主に初めて融資を行う際に社会保険が適用されていることの確認を行うことや確認のために必要な書類が何であるか等を掲載していただくとともに、同機構の窓口別途日本年金機構から配布予定のパンフレットを備え、必要に応じて事業主等に配布していただくよう、依頼を行っていただきたい。

記

1 確認方法について

事業主に初めて融資を行う際に加入状況が確認できる下記のいずれかの資料の写しの提出又は提示を求めることとする。

- 保険料の領収証書【参考1 資料①】（※1）
- 社会保険料納入証明書【参考1 資料②】（※2）
- 社会保険料納入確認書【参考1 資料③】（※2）
- 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書【参考1 資料④】（※3）
- 健康保険・厚生年金保険適用通知書【参考1 資料⑤】（※3）

- ※1 毎月、年金事務所が事業主に送付
- ※2 事業主の求めに応じ、年金事務所が発行
- ※3 新規許可時に保険料の支払いが発生していない場合は、本通知書で確認

2 情報提供について

事業主に初めて融資を行う際において、事業主に対し、社会保険への加入状況にかかる確認票（別紙1）の提出を求めることとする。

また、以下の事業所について、次の宛先に適用未確認事業所リスト（別紙2）により情報提供を行うこととする。

（1）情報提供の対象となる事業所（下記のいずれかに該当する場合）

- 別紙1の提出がない事業所
- 別紙1のIにおいて
 - ・「1 加入している。」と回答した事業所のうち、確認書類の持参を失念した事業所
 - ・「2 現在、加入手続中である。」と回答した事業所
 - ・「3 今後、加入手続を行う。」と回答した事業所
 - ・「5 適用事業所かどうか不明である。」と回答した事業所
 - ・いずれの番号にも○を付さなかった事業所

（2）情報提供の宛先

厚生労働省特殊メールアドレス

hoken-miteki@mhlw.go.jp

（3）情報提供方法

適用未確認事業所リスト（別紙2）に必要事項を入力し、前月分（1ヶ月分）をとりまとめて翌月の10日までに電子メールによる送付により情報提供する。（随時情報提供することも可）

なお、対象事業所の該当がない場合、その旨の報告は特段要しない。

3 実施開始時期

本取組は、平成29年7月1日から行うこととする。

4 事業主向けパンフレット

窓口に、社会保険の制度周知のパンフレットを備えていただき、必要に応じて事業主等へ配布されたい。パンフレットについては、年金事務所が担当課に必要な部数を聴取の上、平成29年6月中に送付する予定としている。

5 参考資料

本取組の参考資料として以下の資料を添付するので参考とされたい。

【社会保険の加入を確認する根拠資料】

参考1 様式例（保険料の領収証書等）

【確認方法の手順を示した図】

参考2 確認の流れ（図）

【社会保険の適用要件を業種別にまとめた資料】

参考3 社会保険の適用要件について

【質疑応答例】

参考4 よくいただくご質問およびご質問への回答

【必要に応じて事業主に配付していただくもの】

参考5 事業主向けパンフレット

[本取組についての問い合わせ先]

厚生労働省年金局事業管理課

厚生年金保険管理係 岸野 野本

TEL：03-5253-1111（内線 3566）

[適用要件等、制度一般についての問い合わせ先]

日本年金機構地域部照会先一覧 別添1

日本年金機構地域部 照会先一覧 (平成29年4月1日現在)

	地域部	管轄都道府県	郵便番号	所在地	代表電話番号 (内線)
1	北海道地域部	北海道	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2245)
2	東北地域第一部	宮城・山形・福島	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2277)
3	東北地域第二部	岩手・青森・秋田	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2277)
4	北関東・信越地域第一部	埼玉・茨城・栃木	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2479)
5	北関東・信越地域第二部	新潟・群馬・長野	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2479)
6	南関東地域第一部	東京(注1)	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2413)
7	南関東地域第二部	神奈川・千葉・ 東京(注2)・山梨	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2424)
8	中部地域第一部	愛知(注3)・岐阜・ 富山・石川	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2314)
9	中部地域第二部	静岡・愛知(注4)・ 三重	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2322)
10	近畿地域第一部	大坂(注5)・京都・ 福井・滋賀	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2447)
11	近畿地域第二部	兵庫・大阪(注6)・ 奈良・和歌山	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2447)
12	中国地域部	広島・鳥取・島根・ 岡山・山口	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2615)
13	四国地域部	香川・徳島・愛媛・ 高知	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2622)
14	九州地域第一部	福岡・佐賀・長崎・ 大分	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2636)
15	九州地域第二部	熊本・宮崎・鹿児島・ 沖縄	168-8505	東京都杉並区高井戸西3-5-24	03-5344-1100 (2636)

(注1)東京都(千代田区、中央区、港区、大島支所管内、三宅支所管内、八丈島支所管内、小笠原支所管内、新宿区、杉並区、中野区、台東区、文京区、墨田区、江東区、江戸川区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、荒川区、葛飾

(注2)東京都(南関東地域第一部の管轄区域を除く。)

(注3)愛知県(千種区、東区、守山区、名東区、中村区、津島市、愛西市、あま市、海部郡、中区、熱田区、中川区、港区、瑞穂区、南区、緑区、豊明市、昭和区、天白区、日進市、愛知郡、西区、清須市、北名古屋市、西春日井郡、北区、春日井市、小牧市、一宮市、犬山市、江南市、稲沢

(注4)愛知県(中部地域第一部の管轄区域を除く。)

(注5)大阪府(近畿地域第二部の管轄区域を除く。)

(注6)大阪府(貝塚市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡、堺区、中区、東区、南区、北区、美原区、西区、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡、東大阪市、八尾市、柏原市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡、豊中市、池田市、箕面市、守口市、大東市、門真市、枚方

社会保険の加入状況にかかる確認票

貴事業所の現状等について、下記の項目に回答してください。

I. 現在、厚生年金保険・健康保険に加入していますか。

(該当する番号に○を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

	加入状況								
1	<p>加入している。 →下記のいずれかの書類の写しを提出してください。(提示も可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="display: inline-block; width: 45%;">●保険料の領収証書 <li style="display: inline-block; width: 45%;">●社会保険料納入証明書 <li style="display: inline-block; width: 45%;">●社会保険料納入確認書 <li style="display: inline-block; width: 45%;">●健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 <li style="display: inline-block; width: 45%;">●健康保険・厚生年金保険適用通知書 <p>※上記書類を所持していない場合には事業所整理記号を下記に記載するのみで可。 (本社等にて加入手続が行われている場合も事業所整理記号を下記に記載するのみで可。)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>								
2	現在、加入手続中である。								
3	<p>今後、加入手続を行う。</p> <p>(申請から3ヶ月以内に適用要件(法人事業所または従業員5人以上の個人事業所)に該当する予定の場合を含む。)</p> <p>平成()年()月頃に手続予定。(申請から3ヶ月以内の年月をご記入ください。)</p>								
4	<p>適用要件に該当しない。(個人事業所(法人ではない事業所)であって従業員が4名以下の場合。申請から3ヶ月以内に適用要件に該当する予定がない。)</p>								
5	<p>適用要件に該当するか不明である。</p> <p>(個人事業所(法人ではない事業所)であって、正社員と、正社員以外で1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である者との合計が5人以上か不明な場合。)</p>								

回答年月日 平成 年 月 日

事業所名称 _____

事業所所在地 _____

会社等法人番号 _____

電話番号 _____

※ 事業主の皆様には、全ての法令を遵守していただきたいと考えています。社会保険の適用が確認できない場合は、厚生労働省からの依頼に基づき、厚生労働省に情報提供いたします。

※ 社会保険の適用促進以外の目的では使用いたしません。

参考 1 資料① 保険料の領収証書

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金 厚生保険

年度 年金特選会計 内閣府が財政調整 取扱行番号 取扱行名 厚生労働省年金局 ()

納付目的年月 平成 年 月 分

納付期限 平成 年 月 日

右記のとおり納付してください。

平成 年 月 日

健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

健康保険料 厚生年金保険料 厚生年金保険料 厚生年金保険料 厚生年金保険料

子ども・子育て支援給定 子ども・子育て拠出金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

平成 年度

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

事業所整理記号 事業所番号

うち証券受領 円

証券受領 全部 一部

合 計 額											
千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

収納機関番号 納付番号 確認番号

00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

年金事務所

風命金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。

計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第10条、同法附則第17条)は、子ども・子育て支援給定料を、

差額の充當の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てると

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

上記の合計額を領収しました。

〈領収日付印〉

(納付者渡し)

平成 年 月 日

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	⑩
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月 分	保 險 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

⑩

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入確認(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 確認事由

月 分	保 險 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

○△年金事務所長 印

参考 1 資料⑤ 健康保険・厚生年金適用通知書

(説明)
 (1)(注1) 次のうちいずれか
 を出力する。
 「協会管掌」
 「組合管掌」
 「健康保険のみ」
 「協会管掌基金加入」
 「組合管掌基金加
 入」
 (2)(注2) 次のうち、いずれ
 かを出力する。
 「強制適用事業所」
 「任意適用事業所」
 「任意単独適用事業
 所」
 「同等の事務所」
 「債権管理法適用
 除外事業所」
 (3)(注3) 次のうち、いずれ
 かを出力する。
 「1(N.T.T)」
 「2(J.R)」
 「3(J.T)」
 なお、上記以外の
 基金は、項目も含め
 出力しない。
 (4)(注4) 年金事務所を出
 力する。
 (5)(注5) 次のうち、いずれ
 かを出力する。
 「明治」「大正」
 「昭和」「平成」
 (6)(注6) 社会保険労働士コ
 ードの収録がある場
 合に出力する。

適 用 通 知 書

(注6)
S C XXXX

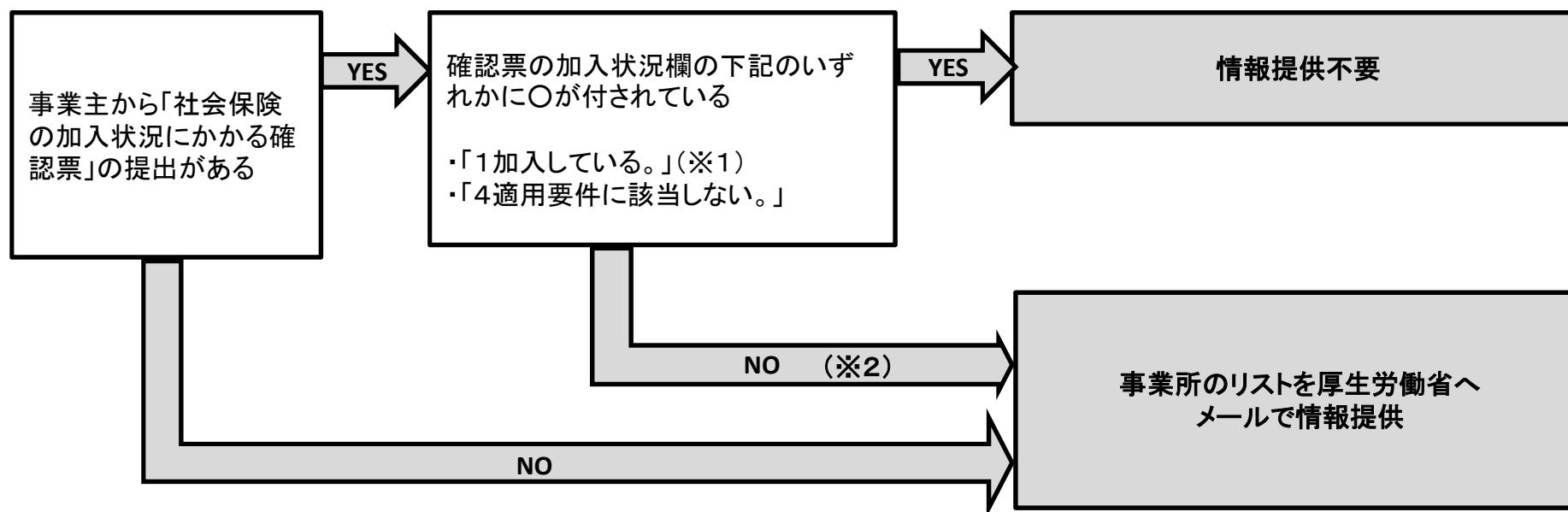
事業所整理記号	XXXXXX	事業所番号	999999
事業所名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
事業所所在地	999-9999-XXXXXX		
事業所電話番号	XXXXXXXXXXXX		
事業主氏名	XXXXXX	(注2)	XXXXXX
管掌区分	XXXXXX	適用区分	XXXXXX
組合略称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	社会保険労働士コード	9999
基金番号	9999	適用年月日	XX 29 年 79 月 29 日
基金名称	XXXXXX		
適用種別	9(XXX)		

上記のとおり適用することとしたので
通知します。

(注5)
 XXX 29 年 79 月 29 日
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 (注4) XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

適用通知書

【参考2】確認の流れ



※1 許可申請時に書類の持参を失念した事業所については、その時点で厚生労働省に情報提供を行う。(事業所に後日提出を求める必要なし。)

※2 下記のいずれかに該当する場合は厚生労働省に情報提供を行う。

- ・「2現在、加入手続中である。」
- ・「3今後、加入手続を行う。」
- ・「5適用事業所かどうか不明である。」
- ・いずれにも○が付されていない場合

【医療・社会福祉事業等】

- 社会保険（厚生年金保険、健康保険）は、事業所を単位に適用されます。厚生年金保険等の適用を受ける事業所を適用事業所といい、法律によって加入が義務づけられている、常時従業員を使用する法人の事業所を「強制適用事業所」といいます。

医療・社会福祉事業等においては、法人事業所に加え、常時五人以上労働者を雇っている個人事業所も強制適用事業所となります。（※）

※ 製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、個人事業所も対象となります。

よくいただくご質問およびご質問への回答

(主に事業主の方向け)

Q 1 社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入すると、事業主にとってどのようなメリットがありますか。

A 1 社会保険については、厚生年金保険法等により加入が義務付けられています。従業員が安心して働ける環境が整備されることにより、労働生産性の増進や優秀な人材の確保が見込めるとともに、企業間の公平な競争が確保され、業界の健全な発展につながります。

Q 2 社会保険に加入すると、従業員にとってどのようなメリットがありますか。

A 2 厚生年金保険に加入すると、高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに、年金等が支給されます。

また、健康保険に加入すると、病気等で仕事を休み給与が支給されない時に傷病手当金が支給されます。

Q 3 社会保険の適用が確認できない事業所の情報を厚生労働省に情報提供するのはなぜでしょうか。

A 3 事業主の皆様には、全ての法令を遵守していただきたいと考えています。

社会保険については、厚生年金保険法等により加入が義務付けられており、社会保険の加入促進については、労働者の福祉の向上、人材の確保等の観点からも重点的に取り組む必要があります。

そのため、この度、新規融資時において、社会保険の加入状況を確認し、適用されていることが確認できない事業所の情報を厚生労働省に情報提供する取組を実施することとなりました。

※ 中小零細事業を中心に、社会保険の加入手続を行わない事業主が一定程度存在しており、これを防止するため、建設業等においては、国土交通省地方整備局や都道府県等が、業の許可等の際に、社会保険が適用されていることが確認できない事業所を把握し、その情報を日本年金機構に情報提供する取組が実施されています。

Q 4 情報提供を行う根拠を教えてください。根拠法令はあるのでしょうか。

A 4 厚生労働省からの協力依頼の通知に基づき、情報提供を行います。

社会保険については、厚生年金保険法等により加入が義務付けられており、厚生年金保険法等においては、厚生労働大臣が、銀行その他の機関に資料の提供を求めることができる旨が定められています。

(参考) 厚生年金保険法 (抜粋)

第百条の二

5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格 (中略) に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者 (中略) の氏名及び住所、個人番号 (中略)、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

Q 5 厚生労働省に提供された情報はどのように利用されるのでしょうか。

A 5 厚生労働省が日本年金機構に情報を提供し、日本年金機構が社会保険の加入勧奨を実施します。その他のことには利用されません。

Q 6 社会保険に加入していない場合、融資を受けられないのでしょうか。

A 6 融資の要件を満たしている場合は、融資を受けることができますが、事業所情報を厚生労働省に提供します。

(主に福祉医療機構向け)

Q 7 必ず7月1日から実施しなければならないのでしょうか。

A 7 通知に基づきご協力をお願いするものですので、実施体制が整わない場合は、体制が整い次第実施していただくようお願いいたします。

Q 8 社会保険に加入していることが確認できる書類の写しを事業主に提出してもらう必要はありますか。

A 8 ①書類の提示、②書類の写しの提出のどちらでも結構です。

Q 9 事業主から提出された、「社会保険の加入状況にかかる確認票」や、社会保険に加入していることが確認できる書類の写し、厚生労働省に情報提供する「適用未確認事業所リスト」については、何年間保存したらよいでしょうか。

A 9 保存期限等については、福祉医療機構の文書管理規定に基づきご判断ください。

Q10 社会保険への加入を確認するために必要な資料の写しが事業主から提出されない、ないし、資料が提示されない場合はどうしたらよいでしょうか。

A10 事業所の情報を厚生労働省に提供していただくようお願いします。

Q11 厚生労働省に事業所情報を提供することは、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に違反しませんか。

A11 同法第9条第2項第3号により、個人情報の提供を受ける行政機関が法令の定める事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるときは、行政機関に対して個人情報を提供できる旨が定められています。

なお、法人その他団体の情報は個人情報に含まれません。

(参考) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(抜粋)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

三 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

社会保険（厚生年金・健康保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が**法律で義務づけられています。**（強制適用事業所）

すべての法人事業所
（被保険者1人以上）

個人事業所
（常時従業員を5人以上雇用している）

※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
 ※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となります。（サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。）
 ※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

○厚生年金保険・健康保険は、**会社（事業所）単位で適用となります。**
 ○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① 正社員、法人の代表者、役員の場合
- ② (a)週の所定労働時間が20時間以上、(b)勤務期間が1年以上見込まれること、(c)月額賃金が8.8万円以上、(d)学生以外、(e)従業員50人以上の企業に勤務、以上の5つの要件を全て満たす方の場合

被保険者の要件を満たしています。
直ちに年金事務所に相談しましょう。

- ③ パートタイマー・アルバイト等であって、週30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方の場合
（例：正社員が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方）

被保険者の要件を満たす場合があります。

○適用要件や加入手続き等に関するお問い合わせ先（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>

社会保険に加入するメリットは？

①保険料の半分は会社が負担します

- 厚生年金保険や健康保険の保険料は、**会社と被保険者が半分ずつ負担します。**
被扶養者の方の保険料負担はありません。

②老齢年金の給付額が増えます

- 厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給付があるため、**給付額が増えます。**

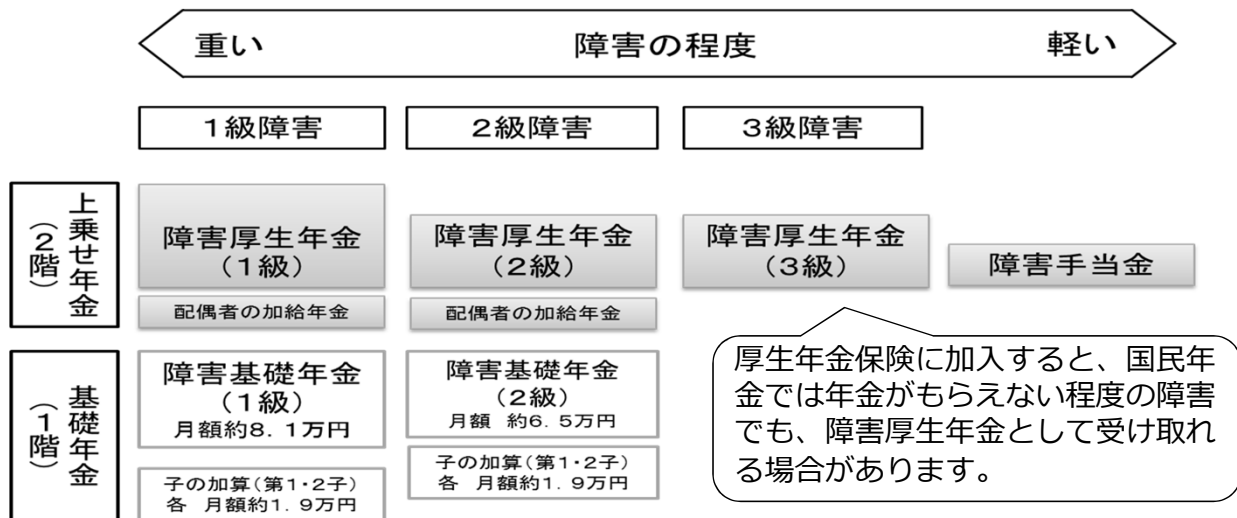
(モデルケース) 月収200,000円の場合

保険料負担(1月当たり)			年金給付の増加額(1年当たり)		
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9,910円	18,184円	28,094円	13,200円	263,000円	526,200円

※年金給付の増加額とは、厚生年金保険に加入した場合に増える額を指します。

③障害年金の給付が充実

- 厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの**障害年金の給付額が増えます。**



④遺族年金の給付が充実

- 国民年金に加入すると、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- 厚生年金保険に加入すると、なくなられた方の配偶者は、**生涯、遺族厚生年金の給付が受けられるので安心です。**

⑤医療保険(健康保険)の給付が充実

- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、**賃金の3分の2程度の給付があります。**
(傷病手当金、出産手当金)

よくあるご質問

事業所を設立し事業を開始しましたが、社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入しなければなりませんか？

◇すべての法人事業所、または従業員を常時5人以上雇用している個人事業所（一部業種を除く）は、社会保険に加入することが義務づけられています。

5人未満の個人事業者ですが、従業員が社会保険の加入を希望しています。加入できますか？

◇従業員の半数以上が社会保険の加入に同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより社会保険への加入が可能となります。

パートタイマー・アルバイト等も社会保険に加入の対象となるのでしょうか？

◇パートタイマー・アルバイト等でも、正社員の所定の労働日数、労働時間の4分の3以上働いている方は加入の対象となります。

年金受給権がある従業員は、厚生年金保険に加入しなくても良いですか？

◇適用事業所にお勤めで、加入要件を満たす働き方をしている方は、厚生年金保険については70歳、健康保険については75歳に達するまで加入する必要があります。

事業所が社会保険に加入する手順はどうすればよいのですか？

◇社会保険は事業主からの届出が必要です。届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードいただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

社会保険の加入手順を怠っているとどのような問題がありますか？

◇年金事務所から繰り返し加入指導を受けているにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、必要に応じて立入検査を実施し、職権により遡って加入手続を行い、保険料額を決定します。